いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

本方針は，人権尊重の理念に基づき，帯広市立啓北小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう，「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

１ いじめの定義といじめ防止に向けての基本姿勢

いじめとは，「当該児童生徒が，一定の人間関係のある者から，心理的，物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じているもの」である。

そして，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことな

く，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと，本校では全ての職員が「いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるも

のであり，いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち，全校の児童が

「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように，「いじめ防止基本方針」を策

定する。

いじめ防止のための基本姿勢として，以下の5つのポイントをあげる。

(1) いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。

(3) いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。

(4) いじめの早期解決のために，当該児童の安全を保証するとともに，学校内だけでなく各種団

体や専門家と協力をして，解決にあたる。

(5) 学校と家庭が協力して，事後指導にあたる。

２　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設

置し，必要に応じて委員会を開催する。

　　≪構　成≫

□管理職，当該学級担任，学年団，生徒指導部担当，教務部担当，養護教諭

　　≪活　動≫

①いじめの防止に関すること

②いじめの早期発見に関すること

③いじめ事案に対する対応に関すること

　　≪開　催≫

　　　□いじめ事案発生時は緊急開催する。

□月1回の定例職員会議を，本委員会の『サポート会議』として機能させる。

　　　　（問題傾向を有する児童について，現状や指導についての情報交換及び共通行動等について

話し合う）

３　いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また，「いじめは絶対に許されないことであ

る」という認識を児童がもつように，教育活動全体を通して指導する。そして，見て見ぬふりをす

ることや知らん顔をすることも「傍観者」として，いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 確かな学年・学級経営

支持的風土があり居心地の良い学級，やる気のある学級の構築に努める。また，いじめゼロ

　　　 を目指した積極的な生徒指導，及び学習のきまりの徹底に努める。

② 全教育活動を通して培う道徳性

関わりを豊かにし，思いやりや感謝の心をもって，周囲に応えようとする心情を高める。

③ 道徳の時間の充実

「私たちの道徳」や道徳ノートを活用して，心と心の連携を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるもの」

という立場に立ち，以下の教育活動を推進する。

・異学年交流の充実

・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

② 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と，相互交流の工夫を行

うことでコミュニケーション力を育成する。また，学校行事や児童会活動，総合的な学習の時

間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進する。

・キャリア教育の充実

・他人の役に立つ行動の奨励と賞賛の場の設定

４　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち，全

ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見

逃さない鋭い感覚を身に付けていくことを意識する。

②おかしいと感じた児童がいる場合には，学年団やブロック等の場において気付いたことを共有

し，より大勢の目で当該児童を見守る姿勢を大切にする。

③様子に変化が見られる場合には，教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとと

もに問題の有無を確かめ，解決すべき問題がある場合には当該児童から悩み等を聞きとるなど，

問題の早期解決を図る。

④「いじめに関するアンケート調査」を適宜行い，児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの

学校づくりを目指す。

⑤いじめに関する「サポート会議」を月1回の定例職員会議時に行い，いじめ問題につながるよう

な問題行動等についての情報交換，及び共通行動等について話し合う。

(2) いじめの早期解決のために，全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなくいじめ防止対策委員会に報

告し，対応を協議して的確な役割分担のもといじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考

え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。必要な場合は，いじめ

を行った児童を別室で学習させる等，いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように

する。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーや養護教諭等との連携も

必要に応じて取りながら，指導を行っていく。

　いじめ発生時の校内体制

いじめの発生

保護者・子ども・地域住民 や教職員から

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（報告・連絡）

**校　　長**

当該学級の担任・該当学年団

　　　　 　　 　　　　（情報整理・確認）

対策チーム(管理職，学級担任・学年団，生徒指導部担当，教務部担当，養護教諭) による対応

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（対策チームの編成）

(3) 家庭や地域，関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組についての情

報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととす

る。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

　　②いじめを受けた児童・保護への支援や，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を

継続的に行う。

③学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば，いじめ相談電話等のいじめ

問題などの相談窓口の利用も検討する。

　④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は，教育委員会及び所轄警察

署と連携して対処する。

(4) 重大事案への対処（国が示したフローチャートに従う）

　 「いじめにより児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校

を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は，次の対処を行う。

　※児童生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき

　①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報

を適切に提供する。

　＝重大・緊急いじめ対応＝

　 ○いじめ防止対策委員会　…　情報収集（アンケート，聞き取り等）

　　　　　　　 指導体制の確認（チーム編成，指導方針の決定）

　 　　　　 関係機関との連携（市教委・警察・児相等）

　　　　　 心のケア（スクールカウンセラー，ソーシャルワーカー，

心の教室相談員，市教委教育相談員等）

　 ○緊急職員会議…情報の共有，共通認識・共通対応，組織的支援

５　学校評価の実施

学校評価において，いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに，その結果を教育委

員会等に報告する。

６　関係法令

（1）教育基本法

① 教育機会均等

第4条　全ての国民は，ひとしく，その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなけれ

　　ばならず，人種，信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によって，教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2　前項の学校においては，教育の目標が達成されるよう，教育を受ける者の心身の発達

　　に応じて，体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において，教育を受ける

　　者が，学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに，自ら進んで学習に取り組む意欲を高

　　めることを重視して行わなければならない。

③ 家庭教育

第10条　父母その他の保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，生活

　　のために必要な習慣を身に付けさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図

　　るよう努めるものとする。

（2）学校教育法

① 第4章小学校

第35条　市町村の教育委員会は，次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良

であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは，その保護者に対して，児童の

出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害，心身の苦痛または財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為

三 施設または設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

（3）いじめ防止対策推進法

① 第1章総則（定義）

第2条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在

　　籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為

（インターネットを通じて行われるものも含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心

身の苦痛を感じているものをいう。

（重大事態への対応）

・いじめにより児童生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。

・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが

あるとき。

・不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に

着手する。